改定後	改定前
i D会員特約(携帯型)	i D会員特約(携帯型)
第12条(会員保障制度)	第12条(会員保障制度)
(略)	(略)
3. 次の場合は、当社はてん補の責を負い	3. 次の場合は、当社はてん補の責を負い
ません。なお、本項において会員の故意過	ません。なお、本項において会員の故意過
失を明示的に記載しているものを除き、会	失を明示的に記載しているものを除き、会
員の故意過失は問わないものとします。	員の故意過失は問わないものとします。
(略)	(略)
<u>(7) i D会員 (携帯型) が複数回に亘り類</u>	
似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害	
が i D会員 (携帯型) の過失に起因する場	
<u></u> <u></u> <u></u> <u> </u>	
(8) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当	(<u>7</u>) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当
社が受領した日の61日以前に生じた損害	社が受領した日の61日以前に生じた損害
(<u>9</u>) 戦争・地震等による著しい秩序の混	(<u>8</u>) 戦争・地震等による著しい秩序の混
乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害	乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
(10) その他本特約および会員規約の違	(<u>9</u>) その他本特約および会員規約の違反
反に起因する損害	に起因する損害
(略)	(略)
第19条 (特約の変更)	第19条(特約の変更 <u>、承認</u>)
本特約の変更については会員規約の変更に	本特約の変更については当社から変更内容
関する規定を適用するものとします。	を通知した後、または新特約を送付した後
	に i D携帯を本決済システムで利用したと
	きは、変更事項または新特約を承認したも
	のとみなします。また、法令の定めにより
	本特約を変更出来る場合には、当該法令に
	定める手続きによる変更も可能なものとし
	<u>ます。</u>
	第21条 (読み替え等)
	法人 f 会員においては本特約における「本
	会員」または「家族会員」とあるものは法人
	f 会員規約第2条にて定めた「代表使用者」
	および第3条にて定めた「使用者」とそれ
	ぞれ読み替えるものとします。